

理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人アフィニス文化財団（以下「本財団」という。）の定款第13条および第29条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員等をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員報酬表（別表1）に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、非常勤役員報酬表（別表2）に基づき、非常勤役員報酬を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当っては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例役員報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の定例役員報酬月額は常勤役員報酬表（別表1）のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例役員報酬の支給)

第5条 定例役員報酬の支給日、支給方法並びに定例役員報酬より控除する額等、支

給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規則(Ⅰ)(以下「給与規則」という。)に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、退任時の定例役員報酬月額に相当する金額に在任年数を乗じたものを上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 在任年数は役員に就任した日の属する月の翌月から、退任した日の属する月までの月数を12で除して得たものとし、小数第2位を切り上げる。

(非常勤役員報酬額の決定)

第7条 非常勤役員報酬額は評議員会の承認を得て、決めるものとする。

(非常勤役員報酬の支給)

第8条 非常勤役員報酬は、前年度の定時評議員会から1年間の報酬として、翌年3月に支払う。

- 2 定例評議員会以降に就任した非常勤役員は、非常勤役員報酬額を12で除して、次の定例評議員会までの月数を乗じた額とする。(1,000未満切上げ)

(費用)

第9条 本財団は、役員等がその職務の執行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する費用(宿泊費を含む)を、別に定める旅費規程に基づき出張旅費として支給する。

(公表)

第10条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

施行 2012年4月1日

改訂 2015年6月23日

改訂 2019年4月1日

改訂 2019年6月24日(施行は2019年4月1日に遡る)

(別表1) 常勤役員報酬表(月額) (単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	300,000	21	500,000
2	120,000	12	320,000	22	520,000
3	140,000	13	340,000	23	540,000
4	160,000	14	360,000	24	560,000
5	180,000	15	380,000	25	580,000
6	200,000	16	400,000	26	600,000
7	220,000	17	420,000	27	620,000
8	240,000	18	440,000	28	640,000
9	260,000	19	460,000	29	660,000
10	280,000	20	480,000	30	680,000
				31	700,000

(別表2) 非常勤役員報酬表(年額) (単位:円)

役職名称	報酬年額
評議員	16,000
理事	48,000
監事	48,000